



事務連絡  
平成18年12月22日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

「コモン・テクニカル・ドキュメントの電子化仕様について」に関するQ&Aについて

コモン・テクニカル・ドキュメントの電子化仕様については、平成15年6月4日付け医薬審発第0604001号厚生労働省医薬局審査管理課長通知「コモン・テクニカル・ドキュメントの電子化仕様について」及びこのQ&Aとして、平成16年11月25日付け事務連絡「「コモン・テクニカル・ドキュメントの電子化仕様について」に関するQ&Aについて」（以下「事務連絡」という。）により取り扱ってきたところです。

事務連絡別添は、順次、日米EU医薬品規制調和国際会議（ICH）における合意に基づき更新を行っているところですが、今般、「eCTD IWG Q&A Version1.12」として更新されましたので、ご了知の上、業務の参考として貴管内関係業者に周知方御配慮願います。

なお、本事務連絡の写しを日本製薬団体連合会他関係団体あてに発出していることを申し添えます。

**ICH**

日米EU医薬品規制調和国際会議

**ECTD IWG Q&A**

**Version 1.12**

2006年10月26日

**改訂履歴**

版番号	Date	Description
1.0	2003年1月	ICHに提出された質問を検討した後の最初のバージョン
1.1	2003年2月	ICH運営委員会会議(東京)
1.2	2003年7月	ICH運営委員会会議(ブリュッセル)
1.3	2003年7月	ICH運営委員会会議(ブリュッセル)
1.4	2003年7月	FDAの法律家のユベント
1.5	2003年11月	ICH運営委員会会議(ブリュッセル)
1.6	2004年1月	IFPMAから的新式問題の指摘対応
1.7	2004年6月	ICH運営委員会会議(ワシントン)
1.8	2004年11月	ICH運営委員会会議(横浜)
1.9	2005年5月	ICH運営委員会会議(ブリュッセル)
1.10	2005年11月	ICH運営委員会会議(シカゴ)
1.11	2006年6月	ICH運営委員会会議(横浜)
1.12	2006年10月	ICH運営委員会会議(シカゴ)

## 緒 言

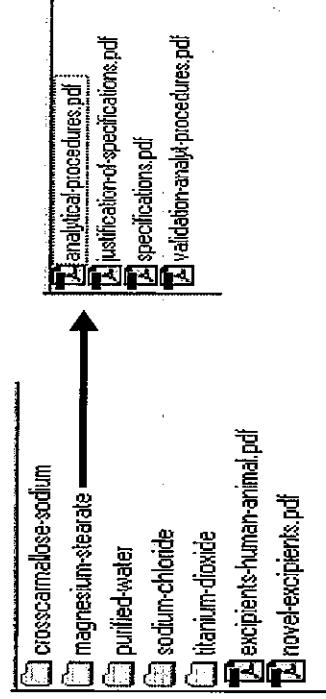
本Q&Aは、eCTDの仕様に関してeCTD Implementation Working Group(IWG)が検討した質問の要約である。本文書で回答した質問は、ICHの3極すべてのeCTDに関する共通の質問に関するものである。ステップ2の仕様に関する質問のほとんどはステップ4で取り上げたため、このリストには示していない。地域に固有の申請方式の実装スケジュール、モジュール1の実装、ライフルマネージメントについての質問、および各地域における仕様の項目に関する質問は、各地域において公表するガイダンス文書に回答を示す。

ユモン・テクニカル・ドキュメント(CTD)の目次に関連する質問は、ICHウェブサイトのCTD Q&Aセクションに提出すべきである。

これまでに提出された質問の一部は、eCTDの仕様変更を依頼している。

仕様が変更を受ける場合、またはeCTD IWGに新たな質問が提出された時に、本文書を更新する。

#	質問	回答	承認日
1	紙媒体CTDには同じ文書が複数含まれることがあるが、eCTDに複数のファイルを含める必要があるか？	当該ファイルへの参照についてXMLパックボーン中に個別に記載する。 フォルダ構造の適切な場所にファイルを1つだけ保存し、ファイルを重複して保存しない。	Feb-03
2	eCTDでは相互参照をどう示すべきか？	ハイパーリンクを利用するにより、CTDの相互参照をeCTDで実現できる。	Feb-03
3	XMLノード属性に以前に割り当てた値を変更できるか？（例えば、適応症を入力した後、後に値/異なる値が必要であることが判明する場合）	現在はできない。	Feb-03
4	バックボーンへの記載を重複することなく、また意図したCTD構造から逸脱しない方法で、モジュール3「添加剤の管理」セクション(3.2.P.4)に対する正しいindex.xmlファイルを作成する。CTDでは各添加剤に対し、個別のセクション3.2.P.4.1から3.2.P.4.6までを提供し、3.2.P.4.5および3.2.P.4.6は別々のファイルであると考えられる。eCTDでは、3.2.P.4.5および3.2.P.4.6に対し、フルダとして、あるいはバックボーンへ記載としても、繰り返し構造を提供できない。	この質問から変更要請00200および00210が作成された。 この質問から変更要請00200および00210が作成された。 バックボーンの作成方法を以下に示す：各添加剤毎に要素m3-2-p-4-control-of-excipientsを繰り返し、各繰り返しに対し添加剤属性を割り当てる（例えば、ステアリン酸マグネシウムおよび精製水）。これらのそれぞれぞれに、3.2.P.4.1、3.2.P.4.2、3.2.P.4.3、3.2.P.4.4に対する文書を含むリーフ要素を含める。ここに3.2.P.4.5および3.2.P.4.6に対するリーフ要素を含める必要はない。次に要素m3-2-p-4-control-of-excipientsの別の繰り返しを作成し、添加剤属性値[animal-human-novel]を割り当てる。ここに、3.2.P.4.5および3.2.P.4.6に対するリーフ要素を含める。ディレクトリ/フル構造は、以下のようなものになる。	Feb-03



index.xmlファイルの構造は次ページの図のようになる。

```
<?xml version="1.0"?>
<!DOCTYPE ecidoc:ecidoc [View Source for full doctype...]>
<ecidoc:ecidoc xmlns:xmleid="http://www.ich.org/ecid" xmlns:link="http://www.w3c.org/1999/02/22-link" xmld-version="3.00">
  <xm3-quality>
    <fn3-2-body-of-data>
      <fn3-2-p-4-product>
        <cm3-2-p-4-control-of-exipients recipient="crosscamphorose-sodium">
          <cm3-2-p-4-1-specifications>
            <cm3-2-p-4-2-analytical-procedures>
              <cm3-2-p-4-3-validation-of-analytical-procedures>
              <cm3-2-p-4-4-justification-of-specifications>
            </fn3-2-p-4-control-of-exipients>
            <cm3-2-p-4-5-validation-of-analytical-procedures>
            <cm3-2-p-4-6-justification-of-specifications>
            <cm3-2-p-4-7-validation-of-analytical-procedures>
            <cm3-2-p-4-8-justification-of-specifications>
          </cm3-2-p-4-control-of-exipients recipient="magnesium-steearate">
            <cm3-2-p-4-1-specifications>
              <cm3-2-p-4-2-analytical-procedures>
              <cm3-2-p-4-3-validation-of-analytical-procedures>
              <cm3-2-p-4-4-justification-of-specifications>
            </cm3-2-p-4-control-of-exipients>
            <cm3-2-p-4-5-validation-of-analytical-procedures>
            <cm3-2-p-4-6-justification-of-specifications>
            <cm3-2-p-4-7-validation-of-analytical-procedures>
            <cm3-2-p-4-8-justification-of-specifications>
          </cm3-2-p-4-control-of-exipients recipient="purified-water">
            <cm3-2-p-4-1-specifications>
              <cm3-2-p-4-2-analytical-procedures>
              <cm3-2-p-4-3-validation-of-analytical-procedures>
              <cm3-2-p-4-4-justification-of-specifications>
            </cm3-2-p-4-control-of-exipients>
            <cm3-2-p-4-5-validation-of-analytical-procedures>
            <cm3-2-p-4-6-justification-of-specifications>
            <cm3-2-p-4-7-validation-of-analytical-procedures>
            <cm3-2-p-4-8-justification-of-specifications>
          </cm3-2-p-4-control-of-exipients recipient="sodium-chloride">
            <cm3-2-p-4-1-specifications>
              <cm3-2-p-4-2-analytical-procedures>
              <cm3-2-p-4-3-validation-of-analytical-procedures>
              <cm3-2-p-4-4-justification-of-specifications>
            </cm3-2-p-4-control-of-exipients>
            <cm3-2-p-4-5-validation-of-analytical-procedures>
            <cm3-2-p-4-6-justification-of-specifications>
            <cm3-2-p-4-7-validation-of-analytical-procedures>
            <cm3-2-p-4-8-justification-of-specifications>
          </cm3-2-p-4-control-of-exipients recipient="animal-human-novel">
            <cm3-2-p-4-1-specifications>
              <cm3-2-p-4-2-analytical-procedures>
              <cm3-2-p-4-3-validation-of-analytical-procedures>
              <cm3-2-p-4-4-justification-of-specifications>
            </cm3-2-p-4-control-of-exipients>
            <cm3-2-p-4-5-exipients-of-human-or-animal-origin>
              </fn3-2-p-4-control-of-exipients>
            <fn3-2-p-5-new-exipients>
              </fn3-2-p-4-control-of-exipients>
            <fn3-2-p-6-new-product>
              </fn3-2-p-4-control-of-exipients>
            </fn3-2-body-of-data>
          </fn3-quality>
        </fn3-quality>
      </fn3-2-p-4-product>
    </fn3-quality>
  </fn3-2-body-of-data>
</ecidoc:ecidoc>
```

			CTDの全般的なQ&Aと一致させるために、必要に応じて以下の属性を常に含める。	Feb-03
5	一部のTOCタグはDTIではなく。次のいずれの場合に要素を繰り返す場合のみ、または3)地域の当局が要請する場合のみ、について明らかにしてほしい。	原薬 製品名 添加剤 適応症 剤形		
6	付録4に一部のセクションに対する特定のフォルダ名が示されている。また他のセクションは一般的に単一のファイルから構成されると記載されている。「一般的に」の定義は何か、また、一般的でない場合には何を実施すべきか？	新医薬品の製造又は輸入の承認申請に際し承認申請書に添付すべき資料の作成要領についてのICHガイダンスに、推奨される文書の構成(granularity)に関する明確に定義されている。これには、CTDおよびeCTDの各セクションに対し適切な構成と考えられるものが記載されている。ガイダンスに定義が示されていない場合は、eCTDの仕様書に記載されているフルダおよびファイル名に対する規約に従う限り、適合すると考えられる文書を申請者が自由に作成できる。	Feb-03	
7	eCTD仕様において、適応症に使用すべき用語に対し制限はあるか？	ない	Feb-03	
8	審査官は「append」(追加) operation属性をどう開梱し、利用するのか？当局内の審査ツールがこれらの属性をどう取り扱うかについて明確にすべきである。	eCTD仕様書は、申請者から規制者への電子的CTDの提出に関するものである。eCTDによる申請資料を審査するためには、各地域の規制当局に問い合わせること。	Feb-03	
9	審査官からの質問は、eCTDにより電子的に提供されるのか？	eCTD仕様書は、申請者から当局への一方通行の提出メカニズムを提供する。	Feb-03	
10	ルートフォルダ名は医薬品の申請番号または登録番号とするよう推奨されている。しかし、欧州の一部の国では、申請前に申請番号を得られない。MRPの場合、各国は異なる番号を与えているため、ルートフォルダの命名が問題となっている。一部の国では、申請番号は包装サイズおよび/または力価別に与えられ、固有の申請番号を見つけるのが難しい。従って、FDAへの申請で使われるような固有の識別子は、欧州では極めて実現しがたい。	この質問から変更要請00220が作成された。 各地域の規制当局よりガイダンスを得ること。	Feb-03	

11	ID属性について、内部申請識別子を利用するることは認められるか、または人の識別が無理なくできるようにもつとわかるから申請者への連絡文書における場合。	ID属性は、申請書内での固有の参照であることが意団されている。これを利用して、XML文書内で別の項目から当該項目を参照できる。XML文書ではIDの最初の文字はアルファベットでなければならない。内部のIDジェネレータが数字しか使用しない場合、先頭のアルファベットの後に数字をつけることにより、これをIDとして利用できる。	Feb-03
12	eCTD仕様書では、3.2.A.3で新規添加剤I1だけ認めているが1つ以上ある場合は、どうなるのか？繰り返し要素に変更すべきではないか。	この質問は、変更要請00050から作成された。	変更要請についての決定が下されるまで、解決策を規制当局と相談すること。
13	現行の仕様書にはICHのウェブサイトにeCTDの空のフォルダ・テンプレートがあると記載されている。そこに、このテンプレートはない。どこにあるのか？	この質問は、変更要請00390から作成された。	ダウンロードでき、そして空のeCTDフォルダ・テンプレートを作成すること。
14	eCTDにおける電子署名の使用についてははどういう見解か？	この質問は変更要請00280から作成された。	現在のところM2専門家作業部会がこの問題を取り扱う予定はない。現行の電子署名の使用については、地域がダンスを参照のこと。
15	仕様書の付録4に示された文書のファイル名は必須か、オプショナルか？	この質問は変更要請00110および00120から作成された。	eCTD中のファイル名はオプションであるが、これらの名称を強く推奨する。同時に複数の似たようなファイルを開くときに、審査管が識別しやすいように、ユニークで理解できるファイル名の命名を考慮してもよい。ファイルの命名に対する一般規定は、仕様書の付録6に示されている。
16	フル・テキスト・インデックス(例えば、Adobeカタログ・ファイル)を提供する必要性と、当局が希望する場合には、それらをバックボーンのどこに、どう含めるべきかを明確にしてほしい。	この質問は変更要請00310から作成された。	フル・テキスト・インデックスをどのICH地域当局も要求していないので、ガイダンスの規定は必要ない。
17	申請プロセスを支援するために、eCTD仕様書に記載されない、認められる。	この質問は変更要請00140から作成された。	Jul-03

18	ブックマークを展開して示すべきか、または折りたたむべきか？表や図に対するブックマークは別の構造どすべきか？この質問は変更要請00270から作成された。	これに関する公式ガイドラインを提供するには、どの当局の経験も不十分である。全てのブックマークを展開するのではなく切でないと思われる。なぜなら、いくつかのインスタンスでは、審査に支障が出来るくらい多くのブックマークがあり、またウェブ・プラウザの「リフレッシュ」時間に影響を与える可能性がある。同様に、ブックマークを完全に閉じるのも、審査官が常に開ける必要があるので有用でないと思われる。従って、申請者がブックマークをどう表示したら審査官に有用かを考え、申請資料内での同様の種類の文書に対しある程度の一貫性を持たせることが望ましい。	Jul-03	
19	「font library」属性に対する値として何を含めるべきかについて、明確にしてほしい。	この質問は変更要請00300から作成された。	今のところ、どの当局もこの属性を利用するつもりはないので、ガイドラインの規定は必要ない。	
20	eCTDによる申請で、.tifファイルは認められるフォーマットであるのか、またはpdfに変換すべきか？	eCTDの仕様では、.tifファイルの使用は認められていない。使用できること。フォーマットに関しては、仕様書の当該セクション(付録7)を参照のこと。	Jul-03	
21	「delete」(削除)operation属性を使用する場合、チェックサムが要求される。チェックサムの対象となるファイルが存在しないとき、どうチェックサム属性を利用するべきか？	この質問は変更要請00350から作成された。 「delete」(削除)operation属性を使用する場合、チェックサムが要求される。チェックサムの対象となるファイルが存在しないとき、どうチェックサム属性を利用するべきか？	チェックサム属性にヌルの入力を推奨する。すなわち、二重引用符("")の間に何も記載しない。	Jul-03
22	過去に作成された資料に関する質問では、M4のGranularity Annexに記載されている形式に分割することなく、单一封式として提出しても、受け入れられる。今後作成されるレポートはM4 Granularity Annexに記載された方法で構造化されることを推奨する。	この質問は変更要請00130から作成された。	既に作成されたあるいは作成中のレポートについては、单一封式として提出しても、受け入れられる。	Nov-03
23	個々のファイルのファイル名は、作成時点からライフサイクル終了時まで固定されているのか？	この質問は変更要請00460から作成された。	そうではない。ただし、eCTD仕様または地域固有の手続きであらかじめ定められているファイル名、たとえばindex.xmlなどは除外。	Jun-04
		この質問は変更要請00590から作成された。		

24	地域固有(モジュール1)バックボーンxmlファイルのoperation属性は常に新しいものとするのか。	この質問は変更要請00600から作成された。	Jun-04
25 (削除)	ICH-E3「治験の総括報告書の構成と内容に関するガイドライン」では、症例記録を付録16.3に、個別症例データ一覧を付録16.4に、治験に基づく会表文獻および総括報告書で引用された重要な参考文献をそれぞれ付録16.1.1および16.1.2に載せることになっている。CTDでは、モジュール5.3.7に患者データ一覧表及び症例記録を、モジュール5.4に参考文献を入れるようになっている。これらの項目は実際のCTDおよびeCTDではどこに入れた方がよいのか。	この質問はeCTD美装コードネームシングループへ提出された。	Jun-04 (Oct-06 削除)
26	申請者が仕様v3.0を使ってeCTDを提出する場合、バージョン3.2との将来の互換性はどうにして保証されるのか。	この質問は変更要請00540から作成された。	Jun-04
27	一つの申請を通じて、DTDのバージョンは一つであるべきと予想される。従って、同一申請において初回提出時に用いたDTDと同じバージョンをその後も使い続けるべきか?	一方、新たなDTDは新規あるいは継続にかわらず、ある一定の時期から使いはじめるべきか? また、仮にDTDの変更が必要であるならば、古い項目の名称変更や新たな項目が追加されたような構造が変更された場合、どのように規制当局はビューポイントツールを累積ビューのためには提供するのか?	Nov-04

28	全てのICH地域において、第2部から第5部に關してノード拡張が使用できることを明らかにしたい。ICHの仕様は第1部に關しては地域の問題であるが、第2部から第5部においてノード拡張の仕様を認めている。FDAはノード拡張を認めないと述べており、ICH仕様と整合性が図られていない。現在、このことはeCTDが地域を越えて再利用可能ではなく、企業側に対して非常に多くの再作業を行わせることを意味する。FDAは第2部から第5部のノード拡張の使用を認めるべきである。	ノード拡張の使用については個々の申請に關してFDAと相談すべきである。他の地域においてはノード拡張の使用はeCTD仕様に示されているように、受け入れ可能である(つまり、他に情報を提供する手段がないのであれば、その使用は認められる。)使用可能なインスタンス部位についてはEUおよびMHLWの地域のガイドラインを参照。	Nov-04
29	单一のグローバルeCTD申請資料を作成し、これを複数の地域に送信して、各地域当局が他の地域の申請資料を無視または削除することは可能か?	これは推奨されない。	May-05
30	申請者が提出するスタイルシートは認められるか?	この質問は変更要請00700から作成された。	May-05
31	地域のMD5 チェックサム・ファイル (xx-regional-md5.txt) は必要か?	この質問は変更要請 00710から作成された。	May-05
32	日本語の文字は2バイトである。それでも、日本語のファイル名/フォルダ名に64文字を使用できるか?	この質問は、変更要請00720から作成された。	May-05
33	申請連続番号は連続的でなければならないか、つまり0004の後に 0005を提出しなければならないか?	日本語の申請資料については、連続番号が要求される。他の全ての地域においては、連続番号は望ましいが、要求されていない。全地域で、連続番号は、申請全体内で固有であるべきだ。	May-05

34	同じノード内にファイルが既に存在する場合、次に提出する資料で、operation属性の‘new’を使用できるか？	使用できるが、第2部から第5部ではこれを使用する機会は多くないかもしない。カバーレターや申請書などの項目のある第1部の方がより使用できるだろう。operation属性の適切な使用については、仕様3.2の表6-3を参照。	May-05
35	この質問は、変更要請00820から作成された。 関連するシーケンス・エレメントについて、詳細な説明を提供できるか？	関連シーケンスの利用は地域により異なる。詳細については地域のガイドランスを参照。	May-05
36	この質問は、変更要請00890から作成された。  IWGのeCTDの経験より、自社で作成したeCTDメッセージの他の申請者あるいは規制当局による閲覧を妨げているのは、仕様のどの部分が誤解しているからなのか？  この質問は、変更要請00580から作成された。	eCTDメッセージが作った。eCTDメッセージを作成および閲覧する人は、eCTD仕様(ICHおよび地域)に従い、こうした問題を避けるために地域の当局と相談すること。以下のリスト中の項目は既に仕様3.2に存在するが、こうした問題を軽減するためにここまでまとめた。eCTDメッセージを交換するには、これらの項目の遵守が技術的に必要である。特別な管理はeCTDメッセージの交換を妨害するかもしれない。IWGはeCTDの実施を継続して監視し、追加説明を提供する。	May-05
37	eCTD仕様は、0000で提出したファイルを参照する‘new’のオペレーション属性を持つリーフをシーケンス0005に含めるることにより、前に提出したファイルを参照する能力をサポートする。審査官に当該ファイルが既に提出され、審査されたことを表示することはできるか？この種類の相互参照または再使用に対し、追加オペレーション属性を考慮できるか？	eCTDの現実段階では、4つのオペレーション属性(new, append, replace and delete)が残存し、追加されない。現仕様では、ファイルが現シーケンス中ではなく、前シーケンスのものであることを技術的に決定できる。  eCTDビューポートツールの供給業者は、現シーケンス中のファイルを参照するリーフと前シーケンス中のファイルを参照するリーフの差異を示す表示方法を開発することが奨励される。	Nov-05
	この質問は変更要請01080から作成された。	この場合、Q&A No. 36で検討される項目リストでは、xlink:hrefは別シーケンス中のファイルを参照できるが、別の申請者/規制当局がeCTDを閲覧するのを防ぐことができないことに留意。  過去に提出したファイルの参照許可に関する地域ガイドランスを参照。	

38	eCTDの仕様はシーケンス内に2回以上ファイルを含めない ように推奨している。複数のリーフ参照が、eCTD内の複数の 場所のファイルを示すことが意図されている場合、本ファイル がシーケンスで2回以上参照されていることを審査官に示す ことはできるか？  こうした相互参照または再使用に対し、追加オペレーション属 性を考慮できるか？	eCTDの現実施段階では、4つのオペレーション属性(new, append, replace and delete)が残存し、追加されない。現仕様では、ファイルが一 つのシーケンス内の複数のリーフによつてリンクされることを技術的に決 定できる。eCTDビューアング・ツールの供給業者は、この場合、表示方 法を開発することが選択される。	Nov-05
39	この質問は、変更要請 01080から作成された。  モジュール 2-5で、pdf 文書を提出する代わりに、XML 文書を 提出できるか？	文書の内容を XML で記載する一般的な傾向があることが認められてい る。しかし、現仕様は構造化された情報に対してものみ XML の使用をサ ポートする。これから、XML フォーマットでの概要、報告書及び他の narrative 文書の提出は現在は仕様によりサポートされていないと解釈でき る。仕様には、規制当局と申請者は地域で他のフォーマットの使用を合意 できると記載されている（上記と異なる方法での共通フォーマットの使用 を含む）。従って、narrative 文書に対し申請者が XML を使用したい場合 は、他の規制当局はこれらの XML ファイルを受け入れない可能性がある ことを理解した上で、地域の規制当局と連絡を取るべきである。  長期的には、M2 が文書を XML で記載する標準を探用する可能性がある。	Nov-05
40	PDF version 1.4は全地域で使用できるか？	PDF version 1.4のみが全地域で受け入れられるバージョンであることを示 すために、eCTDの仕様は次回改定時に変更される予定である。申請者は できるだけ速やかに移行すべきである。	Nov-05

41	<p>M4グラニュラリティ文書では、文書の全頁に、その主題を簡潔に示す固有のヘッダとフッタを含めることが要求される。</p> <p>eCTDでは、審査官はかなりの量のメタデータを使用して、容易に関連文書を見つけるので、ヘッダまたはフッタに識別子を記載する必要はない。電子媒体のみの申請で、固有的識別子を含める必要があるか？</p> <p>この質問は変更要請 1310から作成された。</p>	<p>電子申請を行うとき、各ページに固有の識別子(ヘッダまたはフッタ)を付けることが適切な状況がなおある。例えば、文書を印刷するとき、または複数の文書を同時にスクリーン上で見るとき。固有の識別子は、CTD セクションの識別子や他のメタデータを含むべきが、文書の一般的な主題、例えば、試験識別子、バッチ番号を示すべきである。</p>	Jun-06
42	<p>ICH E3「治験の総括報告書の構成と内容に関するガイドライン」では、症例記録を付録16.3に、個別症例データ一覧表を付録16.4に、治験に基づく公表文献および総括報告書で引用された重要な参考文献をそれぞれ付録16.1.11および16.1.12に載せることになっている。CTDでは、モジュール5.3.7に患者データ一覧表及び症例記録を、モジュール5.4に参考文献を入れるようになっている。これらの項目は実際のCTDおよびeCTDではどこに入れたらいのか。</p> <p>この質問はCTD実装コーディネーショングループへ提出された。</p>	<p>症例記録(CRF)、データセット及び患者データ一覧表は地域のガイドラインに従って構成すること。</p> <p>公表文献と参考文献のファイルは、モジュール5.4のフォルダー中に置くこと。ただし、<i>index.xml</i> ファイルでは、公表文献と参考文献のリーフ・エレメントは、付随する治験タグファイル(STF)に含まれる追加情報とともに他の試験報告書ファイルと同様に、見出しの下に含めなければならない。加えて、リーフ・エレメントの繰り返しは、5.4 参考文献の項の下に置くこと。</p>	Oct-06

## Q&A No. 36

1 申請連続番号フォルダ中に、index.xmlという名称の ICH バックボーン・ファイルが存在するのを確認する。
2 ICHより発表された eCTD DTD のチェックサムが、‘util.dtd’ フォルダ中のeCTD DTDのチェックサムと同じであるのを確認する。
3 index.xml が、‘util.dtd’ フォルダ中の対応する eCTD DTD バージョンに対しバリデートされているのを確認する。
4 以下のように、ICH eCTD仕様で規定されるとおり、eCTD index.xml が論理的および正確な属性内容に対しバリデートされているのを確認する。
operation属性の値がnewである場合は、修正ファイル属性値は空白である。つまり、記入されていない。
operation属性の値がappend、replaceまたはdeleteである場合は、修正ファイル属性是有効値(valid value)である。
operation属性がnew、append または replaceである場合は、xlink:href属性是有効値である。
- ID 属性値が文字またはアンダースコア文字で始まることを確認する。
5 適切なフォルダに xx-regional.xml[1] が存在するのを確認する。
6 地域で発表されたDTD、XML Schema、および関連ファイルのチェックサムが、‘util.dtd’ フォルダ中の対応するファイルのチェックサムと同じであることを確認する。
7 地域のインデックス・ファイルが、‘util.dtd’ フォルダ中の対応する地域DTD、XML Schemaおよび関連ファイル(例えば、modified-file属性)に対してペリデータされていることを確認する。
8 地域で要求されるインスタンス・ファイル(例えば、STF)を用いる場合は、地域で発表されているDTD、XML Schemaおよび関連ファイルのチェックサムが、‘util.dtd’ フォルダ中の対応するファイルのチェックサムと同じであることを確認する。
9 地域で要求されるインスタンス・ファイル(例えば、STF)を使用する場合、インスタンス・ファイルが‘util.dtd’ フォルダ中の対応するDTD、XML Schemaおよび関連ファイルに対しバリデートされていることを確認する。
10 地域XMLファイル(s)が、正確な(correct) XML syntaxおよび正確な(correct) 属性内容に対しバリデートされていることを確認する(地域ガイダンスを参照)。
11 全てのファイルに対するチェックサムが、関連するバックボーン(すなわち、index.xml, xx-regional.xml)に記載されているチェックサムと等しいことを確認する。
12 xlink:hrefリファレンスで識別される全てのファイルが存在することを確認する。
13 フォルダ mlからm5 (‘util’ サブフォルダ以外のサブフォルダを含む)に参照されないファイルがないことを確認する。
14 参照されるDTDに関連して、適切なフォーマットが修正されたファイル属性に使用されていることを確認する(仕様3.0対仕様3.2)
15 全てのファイルとフォルダの命名規定(長さ制限および許容される文字)が eCTD 仕様の付則6に従っていることを確認する(注:eCTD 仕様中のフォルダとファイル名は強く推奨されているが、強制ではない(Q&A No. 15を参照))
16 申請資料に含まれる全ての最下位レベルの見出し要素に、少なくとも1つのリーフが含まれることを確認する。
17 どのPDFファイルも100 MBを超えないことを確認する。

- |    |   |
|----|---|
| 18 | 提出連続番号が4桁であることを確認する(すなわち、0000から9999までの数字)                       |
| 19 | シークエンス・フルダ名が、xx-regional.xml中のシークエンス番号と一致することを確認する(日本には適用されない)。 |
| 20 | リーフまたはノード拡張 title 属性が空白でないことを確認する(operation属性がdeleteの場合を除く)     |
| 21 | ビのファイル・レベルのセキュリティまたはパスワード保護が使用されていないことを確認する。                    |
| 22 | PDFのリンクとブラックマークが関連していることを確認する。                                  |
| 23 | 高速ウェブ配信用に、PDFファイルが最適化されていることを確認する。                              |

[1] xxがJCH地域の識別子を示す場合、euは欧洲連合、jpは日本、usは米国地域である。